

現代アメリカにおける負債会計の考察

徳賀，芳弘

<https://doi.org/10.15017/2920620>

出版情報：経済論究. 53, pp.115-148, 1981-12-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



現代アメリカにおける負債会計の考察

徳 賀 芳 弘

目次

序章 問題提起

1章 負債会計実務の最近の傾向

2章 “no-man's land” の考察(1)

1節 偶発リザーブをめぐる実務の論理

2節 偶発リザーブをめぐる会計論争

3章 “no-man's land” の考察(2)

1節 繰延税の会計処理

2節 繰延税をめぐる実務の論理

3節 繰延税をめぐる会計論争

4節 繰延税計上の意義

……“no-man's land” の発生及び存在の意義……

4章 リース負債の考察

1節 リース負債の会計処理

2節 リース負債をめぐる実務の論理

3節 リース負債をめぐる会計論争

4節 リース負債計上の意義

……会計取引概念の考察……

結章

序章 問題提起

Maurice Moonitz が1960年に、指摘しているごとく、負債概念は変化しつつある¹⁾。伝統的負債概念では包摂できない貸方項目の出現及び重要性の増大と新たに貸借対照表に負債として計上されるべく指摘されている項目の出現²⁾によって負債会計の再検討が論議の俎上に現われてきたのである。

しかしながら、これらの問題は、最初から負債会計として、包括的に取り上

げられたのではない。個別問題として、リース負債、繰延税、年金負債、及び偶発リザーブ³⁾等が、会計理論及び実務で問題となり、会計原則の対象となってきたのである。これらの負債項目の性質については、共通点と相違点が交錯し、総括または分類は極めて困難である。本稿では、一応、従来から広範に行なわれてきた実務であるが、最近減少しつつあるものと、最近新たに普及してきた実務でありかつ論争を呼んでいるものとに大別して扱うことにする。また、これらの項目の表示位置から、負債と資本のどちらにも属さない領域〔以後、“no-man's land”⁴⁾と呼ぶ〕に位置するものと、長期負債として表示されているものとに分ける。したがって、本論では、従来から“no-man's land”に位置していたが、今日では減少しつつある項目〔2章〕、新たに“no-man's land”に登場し、今日の“no-man's land”に関わる問題を生み出した項目〔3章〕、及び長期負債として新たに表示されるようになった項目〔4章〕とに分類し、論じている。

負債会計の問題は、単なる負債概念の問題として止まるべきものではなく、近年における会計理論の根本的な変化の中で考察されねばならない。なぜならば、負債概念の問題が、近代会計理論を構成する基礎概念の否定の過程の中で、最後の考察の対象となりながら、会計的認識の意味を問う重要な問題となっているからである。

“no-man's land”〔財務アナリストは貸借対照表のこの領域を“twilight zone”⁵⁾と呼称する〕と呼ばれる領域の出現は、貸借対照表の「資産＝負債＋資本」という構造を「資産＝負債＋“no-man's land”＋資本」という構造に変化させるか⁶⁾、または、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分することの会計理論上の意味を稀薄化させるか⁷⁾、あるいは、これらの“no-man's land”項目をすべて包摂するような負債概念が生み出される、という伝統的会計理論の論理構造にまで関わる問題を提起するものである。

リース負債の問題は、リース契約の資産化論争を中心とした、長期売買契約、長期労働契約、ストック・オプション、その他の未履行契約の資産化論争の中で展開されている⁸⁾。“no-man's land”項目においても、当然、会計的認識・会計取引(accounting transaction, recordable accounting transaction)

の認識の問題が問われることになるが、リース資産化論争においては、まさに会計取引概念が問題とされた。すなわち、これら未履行契約といわれるものの資産化は、伝統的会計取引概念の拡張・否定が行なわれなければならないからである。そして、リース契約の資産化が制度的に承認された今日において、これらの主張はより現実的なものとなってきている。さらに、この伝統的取引概念の否定を出発点として、“no-man’s land” 項目及びリース契約等未履行契約の義務を共に包摂すべく、新たな会計理論の展開がなされようとしているのである。

以上述べたような、“no-man’s land” 及びリース負債の発生過程と存在の意義を中心に、以下において考察していく。その際に、“no-man’s land” 項目及びリース負債に関わる会計理論上の問題が、実は、1960、70年代の会計原則の展開と密接な関係を持っていること、すなわち、APB, FASB の会計原則設定における制度⁹⁾の論理が、負債会計をめぐる、会計の論理内容に重大な影響を及ぼしている点を特に留意しながら展開することになる。

〔注〕

- 1) Maurice Moonitz, “The Changing Concept of Liabilities”, *The Journal of Accountancy*, May 1960, pp. 41~46.
- 2) ここでは、未履行契約の義務を指しているが、リース負債はすでに公開貸借対照表に負債として登場してきている。
- 3) ここであえて、リザーブという用語を用いたのは、アメリカの実務においてリザーブという用語が、形式も内容も負債性のもの、形式は負債性であっても内容は利益性のもの、及び形式も内容も利益性のもの、すべてに用いられているからである。
- 4) David F. Hawkins, *Financial Reporting Practices of Corporations*, 1972, p. 197.
- 5) Leopold A. Bernstein, *Financial Statement Analysis, Theory, Application, and Interpretation*, revised ed. 1978, p. 189.
- 6) Robert T. Sprouse, “Accounting for What—You—May—Call—Its.”, *The Journal of Accountancy*, October 1966, p. 45.

ただし、Robert T. Sprouse は “no-man’s land” とは呼ばず、“what—you—may—call—its [貴方が呼びたいように呼んでいいもの]” と呼んでいる。

Sprouse は、この領域の存在を負債だけでなく資産の中にも認めているが、こ

こでは負債に限定している。

7) David F. Hawkins, *op. cit.*, p. 197.

8) リース契約は典型的な未履行契約ではないとする説もある。e.g. John H. Myers, *Reporting of Leases in Financial Statements*, ARS. No. 4, AICPA.

9) ここで、制度とは、法会的会計制度のみならず、それに準ずるものとしての非法会的会計制度〔会計規範〕も含む。制度概念について詳しくは、岡部利良稿、「会計の理論・制度・実践(一)」、『会計』、昭和47年9月、pp. 61~82、「(2)」、『会計』、昭和47年11月、pp. 84~98、「(三)」、『会計』、昭和48年4月、pp. 108~124、「(四)」、会計、昭和48年5月、pp. 82~95、参照。

1 章 負債会計実務の最近の傾向

企業財務にとって、負債方策 (corporate debt policy, debt-equity choice) は、極めて重要なものである¹⁾。例えば、負債方策は、負債に関わるいくつかの比率によって債権格付や株価に大きな影響を与えることになるからである²⁾。

最近の企業負債の増加は著しく、1946年に約250億ドルであったものが、1976年には約2,980億ドルになっており、単純に量的には12倍近くに増加した³⁾。自己資本比率の減少も多くの論者が指摘するところである。例えば、George Fosterによれば、総負債対株主持分比率が1947年、比率平均で0.56、加重平均で0.51、であったものが、以下それぞれ、1960年、0.72、0.54、1965年、1.09、0.68、1970年、1.25、0.92、1975年、1.26、0.98、と上昇している⁴⁾。つまり、自己資本比率が急激に減少していることが分かる。

さらに、負債の増加傾向についての質的な変化についてみてみよう。

まず、デュボンの1950年と1980年の年次報告書を比較すると、表(1)(2)に示すように、1950年には計上されていなかった、繰延税、繰延投資税額控除、リース負債、少数株主持分という項目が1980年には登場してきている。

このような現象は、デュボンに限られたものではない。AICPAのAccounting Trends & Techniquesにおける「その他の非流動負債(Other Noncurrent Liabilities)」の調査においても、このような負債の多様化現象が一般的にみられる。〔表(3)参照〕

次に公開貸借対照表における負債項目の傾向をみることにする。本節では、

表(1)
負債の部

流動負債	1949年
支払手形	
取引上のもの	33.5
その他	30.0
合計	63.5
連邦所得税	144.8
大蔵省貯蓄債権	144.8
差引	0
その他発生債務	24.8
流動負債合計	88.3
現金賞与(1年以降に支払)	11.4
B級賞与基金一部給与	8.4
年金準備金(年金信託の委員 により保管される資金を除く)	27.6
積立金	
減価及び陳腐化	444.1
建設費超過分	20.9
保険及び偶発債務	31.3
積立金計	496.3
株式資本及び剰余金	
優先株	
額面4.50ドル	168.9
〃 3.50ドル	100.0
普通株	224.2
剰余金	623.7
資本及び剰余金計	1,116.8
負債総計	1,748.8

百万ドル

表(2)
負債及び株主持分

流動負債	1979年
買掛金	527.4
その他未払%	147.6
現金賞与(1年以内)	99.9
短期借入金	230.1
所得税	409.7
その他発生債務	324.7
流動負債合計	1,739.4
長期借入金	1,066.9
資産化されたりース債務	36.9
繰延所得税	263.9
繰延投資税額控除	282.3
現金賞与(1年以上)	33.2
その他負債及びリザーブ	95.5
連結子会社の少数株主持分	110.0
優先株(4.50ドル累積条項付)	167.3
〃 (3.50ドル累積条項付)	70.0
普通株	243.0
再投資稼得利益	4,474.2
追加払込資本	399.6
マイナス：自己株式	42.0
株主持分合計	5,312.1
計	8,940.2

百万ドル

出典；石山賢吉著；『会社経営と株主報告
—米国および欧州の実例』，p. 61。

出典；Moody's Industrial Manual
1980, p. 1012~1013.

(注) 表(1), 表(2)とも，流動負債と固定負債，固定負債と“no-man's land”，及び“no-man's land”と資本のそれぞれの境界線は筆者による。

従来から貸借対照表の“no-man's land”に計上されてきた偶発リザーブ，少数株主持分と，新しく“no-man's land”に登場し，論争を呼んでいる繰延税，繰延投資税額控除，年金負債，及び長期負債として貸借対照表に新しく登場し

図表(3) その他の流動負債

	1973	1974	1975	1976
繰延所得税	488	481	479	466
少数株主持分	217	205	179	173
従業員債務				
繰延報酬ボーナスその他	90	73	86	102
年金及び退職計画	72	62	69	70
その他	29	28	27	14
損失又は費用の見積				
営業停止	29	29	29	19
保証	8	8	8	8
保険	31	22	14	7
海外営業	41	26	18	5
一般的偶発事象	6	6	6	3
その他	12	31	38	35
繰延貸方項目				
生産中の前受	7	13	15	21
サービス提供の前受	22	14	17	12
売上利益の繰延	9	12	13	12
取得純資産が原価を 越える額	8	6	7	4
その他	25	441	18	20
諸前受金その他	236	247	240	222

出典； *Accounting Trends and Techniques*, 1977, P. 185. AICPA.

てきたリース負債について概観する。

a. 偶発リザーブ

偶発リザーブで代表させているが、ここでは、自家保険 (insurance reserve) や任意リザーブ (general reserve) も含む。

AICPA の調査⁵⁾ では、偶発リザーブの計上は、1950年の155社から、1966年の19社へ激減し⁶⁾、自家保険の計上も1950年の151社から1966年の55社に激減している。フォーチュンの上位100社⁸⁾でも、1980年にリザーブを計上しているものは8社しかない。

金額においても増加傾向はみられない。例えば、GMでは1961年～1969年、1971年～1974年、14,200万ドルが等額のまま計上されていたが1975年からは雑負債 (sundry miscellaneous liabilities) に吸収されている⁹⁾。又、デュボ

ンは、1961年に約770万ドルの偶発リザーブ&自家保険を計上していたが、1964年に約950万ドルのものを計上したのを最後に、1965年には取崩されている。

AICPA の調査によれば、これらリザーブのほとんどは“no-man's land”に位置していた¹¹⁾のである。

b. 少数株主持分

AICPA の調査では、連結財務諸表を作成しない企業は、1955年、141社、1960年、84社、1971年、13社、と減少しており¹²⁾、連結会計実務の定着をみている。それに伴って、少数株主持分を貸借対照表に計上する企業も、1955年、79社、1960年、110社、1971年、197社と上昇し、その後は横這いである¹³⁾。

AICPA の調査によれば、やはりそのほとんどが“no-man's land”に位置している¹⁴⁾。

c. 繰延税

繰延税の貸借対照表への登場は、主に1960年代に集中している。例えば、デュポン；1967年、ボーイング；1966年、コカ・コーラ；1968年、フォード；1966年、となっている¹⁵⁾。AICPA の調査では、1950年；50社、1955年；73社、1960年；185社、1964年；355社、1970年；516社¹⁶⁾と繰延税を計上する企業は急上昇している。フォーチュン上位100社でも1980年に78社が計上している¹⁷⁾。

金額においては、石油業でその伸びが著しく、エクソンは、1971年；約59,400万ドル、1975年；約162,100万ドル、1979年；約438,500万ドルと上昇している¹⁸⁾。

繰延税のほとんどはやはり“no-man's land”に位置している¹⁹⁾。

d. 繰延投資税額控除

AICPA の調査では、投資税額控除は当期利益に含められる〔税の直接的控除を含めて〕場合が最も多く、繰延べられる場合は70～80社程度で安定している²⁰⁾。

金額的には、固定資産への設備投資と内国歳入法の変更によって変動がみられる。設備投資の上昇している企業、例えばデュポンでは、1962年；769万ドル、1965年；約4,872万ドル、1970年；10,160万ドル、1975年；15,230万ドル、

1979年；28,200万ドルと増加している²¹⁾。

繰延投資税額控除も、繰延税と並べて表示される場合が多く、“no-man's land”に位置するものが多い²²⁾。

e. 年金負債

AICPA の調査によれば、年金負債を計上した企業は、1960年の39社から1968年の71社に上昇し、その後は、60～70社で安定している²³⁾。

金額については、年金負債を個別の項目として計上している企業が少ないため捉え難いが、例えばクライスラーは、従業員恩典制度 (employee benefit plans) として、1961年；1,300万ドル、1965年；3,600万ドル、1970年；6,600万ドル、1979年；30,100万ドル、を計上している²⁴⁾。

年金負債も “no-man's land” に位置している²⁵⁾。

f. リース負債

AICPA の調査では、リース負債を貸借対照表に計上したものは、1964年：0社、1966年；42社、1970年；128社、1975年；173社、1977年；333社、1979年；422社、と年々増加している²⁶⁾。又、同調査から、最近の傾向として、資産化されたリース契約と資産化されないリース契約の両方を持つ企業が増加しているのが分かる²⁷⁾。したがって、計上件数の額面通りの定着はなされていないと思われる。

金額的には、一定の傾向はみられないが、産業によっては巨額のものもある²⁸⁾。

リース負債は長期負債として計上され、支払期限が1年以内となれば、流動負債に振替られる。

g. 総括

以上から明らかなように、今日の負債項目の多様化現象は、以前から存在する明確な負債項目〔買掛金、借入金等〕、以前から存在する “no-man's land” 項目〔少数株主持分〕、以前から存在し減少しつつある “no-man's land” 項目〔偶発リザーブ等〕、新しく登場した “no-man's land” 項目〔繰延税、繰延投資税額控除、年金負債〕、及び新しく登場した長期負債項目〔リース負債〕から構成されていることが分かる。

以下において、これらの負債項目を序章で述べた分類にしたがって分析していくことにする。

〔注〕

- 1) Gordon Donaldson, "New Framework for Corporate Debt Policy", *Harvard Business Review*, March / April 1962, pp. 117~131.
- 2) *Ibid.* Hugh C. Sherwood, *How Corporate And Municipal Debt Is Rated—An Inside Look At Standard & Poor's Rating System*, 1976, 三井信託銀行証券部訳, 『アメリカの債権格付け法』。
- 3) Hugh C. Sherwood, *op. cit.*, 訳書, pp. 19~20.
- 4) Gerge Foster, *Financial Statement Analysis*, 1978, p. 158.
- 5) 以後, AICPA の調査という場合, すべて, *Accounting Trends & Techniques* を指し, 対象企業は600社である。
- 6) AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 1967, p. 117.
- 7) *Ibid.*, p. 124.
- 8) 以後, フォーチュン上位100社という場合, 1981年の順位であり, 資料の入手可能な95社 (22位 Western Electric, 51位 W. R. Grace, 75位 Union Pacific, 78位 Greyhound, 80位 Farmland Industries, の5社を除く) を指す。
- 9) *Moody's Industrial Manual*, 1965, 1970, 1975, 1980.
- 10) *Ibid.*, 1965, 1968.
- 11) AICPA, *op. cit.*, 1967, p. 117, 124.
- 12) *Ibid.*, 1965, p. 116, 1970, p. 125, 1972, p. 145.
- 13) *Ibid.*
- 14) *Ibid.*, 1965, p. 116.
- 15) *Moody's Industrial Manual*, 1968.
- 16) AICPA, *op. cit.*, 1965, p. 132, 1972, p. 141.
- 17) *Moody's Industrial Manual*, 1980.
- 18) *Ibid.*, 1974, 1980.
- 19) AICPA, *op. cit.*, 1965, p. 132.
- 20) *Ibid.*, 1965, p. 137, 1975, p. 312.
- 21) *Moody's Industrial Manual*, 1968, 1974, 1980.
- 22) AICPA, *op. cit.*, 1965, p. 137, *Moody's Industrial Manual*, 1970, 1980.
- 23) AICPA, *op. cit.*, 1970, p. 126, 1980, p. 221.
- 24) *Moody's Industrial Manual*, 1968, 1974, 1980.
- 25) AICPA, *op. cit.*, 1970, p. 126.
- 26) *Ibid.*, 1965, p. 107, 1967, p. 71, 1972, p. 125, 1975, p. 175, 1978, p. 185

1980, p. 197.

27) *Ibid.*, 1977, p. 180.

28) 例えば, 1977年の Mobil, Texaco のリース負債額はそれぞれ, 38,200万ドル, 93,840.5万ドルである。

2 章 “no-man's land” の考察(1)

本章では, 従来から存在する “no-man's land” 項目のうち, 1960年頃最も普及していながら, 今日では減少しつつある偶発リザーブの考察を行なう。ここでは, 偶発リザーブをめぐる実務の論理と偶発リザーブをめぐる会計論争に限定して考察したい。

1 節 偶発リザーブをめぐる実務の論理

偶発リザーブ等の リザーブの多くが利益平準化 (income smoothing and shifting¹⁾, profit equalization²⁾) の方策であることは多くの論者が指摘してきたところである³⁾。他の条件が同じならば, 企業は変動の大きい利益よりも安定した利益を好む⁴⁾傾向にある。安定した利益は, 安定株価を生み, より多くの配当請求に対する抑制効果, 及び所得税, とくに国家的危機の期間に徴収される超過利得税を最小にする効果がある⁵⁾, からである。

偶発リザーブ等の設定は, 「経営者が報告したいと考えているよりも経営成績の良い年, 又は, 経営成績が非常に悪い場合, 将来に対するクッション〔利益傾向を修正するための自由裁量の「クッション」⁶⁾〕の創設が報告する成績にとって問題とならない年⁷⁾」になされたのである。

偶発リザーブ等の設定は, 一般に保守的手段と考えられている。しかしながら設定目的は保守的とは限らない。1960年代後半, 将来費用及び損失に対するリザーブの計上実務がいくつか存在した。これらの実務は, 特に1967年のペン・セントラルの実務から問題となったものであるが⁸⁾, そのリザーブ設定の目的は, 利益平準化ではなく, 取崩して, 合併前の即時的利益成長を達成しようとするものであった⁹⁾。この場合には, リザーブは保守的手段によりながらリ

ベラルな目的を満足させるものとして役立ったのである。

1章で指摘したように、偶発リザーブ等の計上は減少しつつある。この傾向の原因として、1. ARB No. 28 (*Accounting Treatment of General Purpose Contingency Reserves*, 1947) の公表以後、FASB Statement No. 5 (*Accounting for Contingencies*, 1975) までの会計原則の規制効果、2. 1960年代のコングロマリット合併運動の影響その他から、特に経営成績を良好に示す必要が生じ、偶発リザーブ等の設定を行なう余力が減少してきたこと、3. 偶発リザーブ等に代わって同じ機能をする新しい実務が発生したこと、が考えられる。

2節 偶発リザーブをめぐる会計論争

このような偶発リザーブ等の計上を妥当とするのは保守主義の原理であった。SHM 会計原則 (Thomas H. Sanders, Henry R. Hatfield, Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles*, AAA, 1938) は以下のように述べている。「この観点〔保守主義〕は、たとえ正確な定義と測定ができないとしても、すべての合理的偶発事象に対して充分な (adequate) リザーブを設けることを要求している。」¹⁰⁾

APB Statement No. 4 (*Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement of Business Enterprises*, AICPA, 1970) が保守主義を「財務会計と財務諸表の特徴と限界」¹¹⁾ の1つとして指摘しているように、実務においては中心的原則であった。もともと保守主義の原則は、純利益及び純資産の過大計上を否定するために、過小表示を提唱するものであった¹²⁾。しかしながら、SHM 会計原則公表当時から、アカデミシャンは常に保守主義批判を行ない¹³⁾、実務はこの原則の拡大解釈を行なってきたのである¹⁴⁾。そして、その結果が、1960年代後半にみられた将来の費用及び損失を当期の収益に賦課する実務であり、保守主義の論理をもってリベラルな目的を満たす方策となったのである。

さて、1章でも指摘したように、偶発リザーブ等の計上は、費用計上によるものであっても、留保利益の処分によるものであっても、その多くが“no-man's land”に位置している。それは、偶発リザーブ等の額が、資産の減少

なのか、負債なのか、株主持分の一部なのか、会計士達にとって判断し難いから⁵⁾と言われている。例えば、損失の可能性が高い場合は、自己資本と考え難いからである¹⁰⁾。FASB Statement No. 5 が「保険や再保険加入は危険やそれによって起こる利益の変動を減少したり除去したりする。しかしながら……会計上のリザーブは危険を減少したり除去したりはしない」¹⁷⁾と述べているように、偶発リザーブ等は会計上の引当額であり、報告利益数値を前提として設定されるものである。

なお、Robert R. Sterling が1970年に、実務において以前ほど保守主義の原則が適用されていないこと、すなわち、純利益及び純資産の過小表示が行なわれていないこと、を指摘している¹⁸⁾が、このことは偶発リザーブ等の計上が減少してきていることと符合しており、報告利益数値とリザーブの計上との密接な関係を示すものである。

〔注〕

- 1) Leopold A. Bernstein, "Reserves for Future Costs and Losses", *The Financial Analysts Journal*, January /February 1970, p. 45.
- 2) H. A. Finney & Herbert E. Miller, *Principles of Accounting, Intermediate*, Fifth Ed. 1960, p. 442.
- 3) *Ibid.*, FASB Statement No. 5, par. 65, Eric L. Kohler, *A Dictionary for Accountants*, p. 406.
- 4) Joseph A. Mauriello, *Accounting for the Financial Analyst*, 坂本報訳, 『会計理論の原理と実際』, p. 142.
- 5) *Ibid.*
- 6) Leopold A. Bernstein, *op. cit.*, p. 45.
- 7) Leopold A. Bernstein, *Financial Statement Analysis*, revised ed. 1978, p. 193.
- 8) Leopold A. Bernstein, "Reserves for Future Costs and Losses", *The Financial Analysts Journal*, January/February 1970, pp. 45~48.
- 9) *Ibid.*
- 10) Thomas H. Sanders, Henry R. Hatfield, Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles*, 1938, AAA, p. 13.
- 11) AICPA, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement of Business Enterprises*, 1970, par. 35.
- 12) Robert R. Sterling, *Theory of Measurement of Enterprise Income*, p. 256.

- 13) *Ibid.*, p. 256.
- 14) Leopold A. Bernstein, *op. cit.*, p. 48.
- 15) H. A. Finney & Herbert E. Miller, *op. cit.*, p. 445.
- 16) *Ibid.*
- 17) FASB Statement No. 5, par. 65.
- 18) Robert R. Sterling, *op. cit.*, p. 257.

3 章 “no-man’s land” の考察(2)

近年になって、新しく貸借対照表に登場してきた “no-man’s land” 項目には、繰延税、繰延投資税額控除、年金負債等があるが、これらの項目が計上される際の 実務の論理及び 項目の会計上の性質は、必ずしも 同一のものではない。しかしながら、1 章でも指摘したように、繰延税の実務への浸透には著しいものがあり、会計理論上も多くの論争を呼んできている。従って、本章では繰延税の会計処理、繰延税をめぐる実務の論理、及び繰延税をめぐる会計論争を考察することによって、“no-man’s land” の発生と存在の意義について検討を行なう。

1 節 繰延税の会計処理

財務諸表に示される税費用と納税申告書上の支払税の相違は、永久的差異¹⁾と期間的差異²⁾から生ずる。通常、繰延税が生ずるのは期間的差異からである。AICPA の調査によれば、財務諸表と納税申告書の認識期間の相違は、減価償却法の違いによるものが最も多く³⁾、財務諸表に定額法、納税申告書に加速償却法を採用している企業が最も多い⁴⁾。

以下、flow-through 法〔納税申告書上の支払税を財務諸表上の税費用とするもの〕と繰延法〔APB Opinion No. 11 (Accounting for Income Taxes, AICPA, 1967) の勧告する comprehensive allocation method〕の比較を行なう。前提として、500万ドルの 要償却資産があり、財務諸表上では10年の定額法、納税申告書上では5年の定額法で費用計上し、残存価値は0とする。税率は50%とし、欠損金による税効果はないと仮定する。減価償却費控除前利益は

今後10年間35万ドルとする。

◎ 1 年目～ 5 年目

• flow-through 法

税費用 *12.5万ドル / 納税引当金 12.5万ドル

納税引当金 12.5万ドル / 支払税 12.5万ドル

$$*(35-10) \times 0.5 = 12.5$$

• 繰延法

税費用 **15万ドル / 納税引当金 12.5万ドル

繰延税 2.5万ドル

納税引当金 12.5万ドル / 支払税 12.5万ドル

$$**(35-5) \times 0.5 = 15$$

◎ 6 年目から10年目

• flow-through 法

税費用 ***17.5万ドル / 納税引当金 17.5万ドル

納税引当金 17.5万ドル / 支払税 17.5万ドル

$$*** (35-0) \times 0.5 = 17.5$$

表(4)

	flow-through method	繰 延 法		
	税 費 用	税費用	繰延税	繰延税累積額
1 年目	125,000	150,000	25,000	25,000
2 "	125,000	150,000	25,000	50,000
3 "	125,000	150,000	25,000	75,000
4 "	125,000	150,000	25,000	100,000
5 "	125,000	150,000	25,000	125,000
6 "	175,000	150,000	-25,000	100,000
7 "	175,000	150,000	-25,000	75,000
8 "	175,000	150,000	-25,000	50,000
9 "	175,000	150,000	-25,000	25,000
10 "	175,000	150,000	-25,000	0
計	1,500,000	1,500,000	0	0

- 繰延法

税費用 ****15万ドル

繰延税 2.5万ドル / 納税引当金 17.5万ドル

納税引当金 17.5万ドル / 支払税 17.5万ドル

**** $(35 - 5) \times 0.5 = 15$

以上のものを表に示せば、表(4)のようになる。

2 節 繰延税をめぐる実務の論理

前節の表(4)から分かるように、理論上は、納税申告上の減価償却費が資産原価を超えることはないので、繰延税はいずれ取崩されていく。そのため、繰延税は、税支払の延期又は一時的な節税となる。ところが実際は、プライス・ウォーター・ハウスによる研究が示しているように、繰延税が完全に支払われることは稀である⁵⁾。この理由は、ほとんどの企業が設備更新を行ない続け、その結果、毎年新しい設備に釣り合う新しい加速償却による減価償却費があり、通常、初期に加速償却で処理した設備に対する減価償却費の減少を超えるからである⁶⁾。この場合、繰延税は税支払の延期から生ずる公示秘密積立金を意味し、設備更新＝加速償却が秘密積立金の自動的取崩しを阻止するものとして働くからである。したがって、1章でも示したように、設備投資の旺盛な石油業では、繰延税の額及び増加傾向が著しい。

繰延税の報告利益数値への効果について、「……税配分の採用から結果する純利益の過小表示は重大なものとなる」⁷⁾ という指摘がある。flow-through 法と繰延法を比較すれば、これは明らかである。しかし、繰延法の実務への浸透は報告利益の縮小表示を意図したものではない。なぜならば、第一に、繰延税が貸方に計上されるのは、財務諸表上の利益数値が納税申告書上の利益数値よりも高表示されるからであることが指摘できる。もし、報告利益数値を縮小表示したいのであれば、表(5)に示す「財務諸表(2)」のようにすればよいのである。第2に、今日、アメリカの独占的企業においては、報告利益数値を縮小表示する必要が低下してきていることが指摘できる。財務諸表と納税申告書の計算が統一される必要がない上に、外国税額控除 (foreign tax credit) や投資

表(5)

	財務諸表(1)	財務諸表(2)	納税申告書
売 上	1,000,000	1,000,000	1,000,000
売 上 原 価	500,000	500,000	500,000
売上総利益	500,000	500,000	500,000
販売費及び 一般管理費	150,000	150,000	150,000
減価償却費10%	50,000		
20%		100,000	100,000
営 業 利 益	300,000	250,000	250,000
税費用			
(1)300,000×0.5	150,000		
(2)250,000×0.5		125,000	
支払税			
250,000×0.5			125,000
純利益	150,000	125,000	125,000

税額控除があって、表(6)に示すように実効税率が低いからである。第3に1章で示した投資税額控除の処理を挙げることができる。投資税額控除を繰延べず当期の利益に加える企業が多いということは、経営成績を良く示すことが必要

表(6) 税支払の傾向 (単位 million)

会 社 名	税引前利益	連邦所得税	実効税率(%)
G. M	3,580	1,593	44.6
G. E	798	315	39.5
I. B. M	1,842	563	30.5
Mofil Qil	589	17	2.9
I. T. T	376	4	1.0
Texaco	870	24	2.7
U. S. Steel	158	23	14.7
L. T. V	19	1	7.0
Union Carbide	321	67	20.9
Eastman Kodak	886	343	38.9

注；国会Vanik 委員会が1970年フォーチュン誌の大企業リストから選んだ146社の税支払の傾向

出典；A. J. Briloff, *More Debits than Credits*, p. 182.

となってきたことを示しているからである。

以上から、繰延税の計上は、好ましい経営成績を示し、かつ支払税額は低くし、しかも公示秘密積立金を設定できる手段として機能することになる。

3節 繰延税をめぐる会計論争

今日、所得税の会計において GAAP となっている APB Opinion No. 11 は、繰延税計上の理論的根拠を (a)継続企業、(b)所得税は費用であること、(c)他の費用と同様に、見越し、繰延べ及び見積りが適用されること、(d)費用・収益対応の原則が適用されること⁸⁾、の4つとしている。

まず、税を費用とする見解に対して、税を配当と同様な利益配分と考える論者も多い⁹⁾。AAA の Statement (1957年) は、「利子負担額、所得税、及び真の利益分配による配当 (true profit-sharing distribution) は、企業の純利益の決定要素ではない」¹⁰⁾ と述べている。この立場を採る者は、利益が獲得される場合にのみ税が支払われること、連邦政府が税額に直接比例して企業に用役 (services) を提供するのではないということを論拠としている¹¹⁾。

次に、税費用の発生主義的認識について、AAA の Statement (1957年) は以下のように述べている。「……将来の相殺という期待が著しく不確実性の支配を受けていることはしばしばある。また、発生主義に基づく取扱いは、多くの場合、不当に複雑である。その結果、発生主義に依る公開は明確であるよりむしろ混乱を与えているかもしれず、したがって望ましいものではない。」¹²⁾

対応概念 (Matching Concepts) については多様な解釈がなされてきた¹³⁾。最広義に解すれば、利益決定の全過程に使われており、次いで、APB Statement No. 4 にあるように、一会計期間の企業収益と費用の決定・測定・関連に用いられている¹⁴⁾。より狭義に解すれば、費用認識の方法のみに使用され、最狭義では、因果関係で費用を収益に対応させる費用の認識に使われている¹⁵⁾。APB Opinion No. 11 は、「対応は利益決定の基本的手法の一つである」¹⁶⁾ と述べているように最広義の解釈を行なっている。又、「もし、原価を将来の収益、又は、収益以外の基準に基づいて将来の期間に関係づけることができない場合、あるいは将来の収益によって合理的に補填できないと見込まれ

る場合は、その原価は必ず当期（あるいは前期）の費用となる」¹⁷⁾と述べている。ここでは、実質上、費用認識の拡大が行なわれているのである。

さて、会計理論上、繰延税が負債かどうかは、繰延税に関する多くの論争の焦点であった¹⁸⁾。APB Opinion No. 11 は以下のように述べている。「……最初に起こる認識期間の相違の税効果を認識し、その税効果をそれが解消する期間と対応させ、あるいは配分することが必要であると考え。当初の相違が解消する時、その解消期に新たに発生する他の相違が、解消する相違の課税所得額に及ぼす効果を相殺するという事実は、何ら解消の事実を無意味にするものではない。相殺関係は、相違の税効果を認識・測定しなくてもよいということの意味しない。……関連する相違項目が解消し、同種の相違項目によって置き換えられるにつれて、繰延税の残高構成が『回転する』のである。」¹⁹⁾ すなわち、APB Opinion No. 11 は、繰延税と買掛金のような項目の類似性を示唆しているように思われる²⁰⁾。しかしながら、繰延税は買掛金と異なり、通常の負債〔法的債務〕の性格をほとんど持っていない²¹⁾のである。「政府は繰延税に対する当面の請求権を持っておらず、支払いに対する期日もない。」²²⁾「債権者に依る請求書もなければ、会計上の価値（accounting value）の費消の証拠もない」²³⁾のである。それは、繰延税が、一部分は過去の取引—税務上報告されなかった利益の獲得、会計上繰り越された支出の税務上の控除—から生ずるけれども、主要な取引—税の賦課—は将来の取引²⁴⁾だからなのである。しかしながら、これまで、債務が債権者によって認められていない場合でさえも会計士は債務を認識してきた²⁵⁾。例えば、製品保証契約の下で修繕を行なうという義務²⁶⁾がそれである。

4 節 繰延税計上の意義

……“no-man's land”の発生と存在の意義……

“no-man's land”には、非常に多様な性質を持った項目が、様々な実務の論理に基づいて計上されている。しかしながら、繰延税に典型的にみられるように、それらの項目の貸借対照表表示を妥当とする会計理論の論理において、1つの共通項が見い出せる。それは、損益計算書重点主義思考である。すなわ

ち、貸借対照表への計上の是非は、貸借対照表の諸概念との照合ではなく、損益計算書上での認識に左右されている点である。繰延税に関して述べれば、対応概念の拡張＝費用認識の拡大→繰延税の承認、という構造になっている。この構造は、Maurice Moonitz が「貸借対照表を損益計算書に合わせて踊らせる」²⁶⁾として批判しているものである。“no-man’s land”項目が伝統的負債概念で包摂できないのも、“no-man’s land”項目の多くが、将来の取引から生ずるのも、損益計算書の認識が先行しているからである。

“no-man’s land”の存在・増大についても問題が生ずる。まず、Robert T. Sprouse は、“no-man’s land”を負債と区別して、資産＝負債＋「貴方が呼びたいように呼んでいいもの (what—you—may—call—its)」＋資本、という新しい会計等式を提言した²⁷⁾。この立場は、“no-man’s land”を負債として承認しない立場であり、この提言は、従来からの貸借対照表の構造への挑戦となっている。次に、David F. Hawkins は、“no-man’s land”の増大によって、すべての外部源泉を貸借対照表の負債と資本のどちらかを通して示すことは実際のではなくなってきた²⁸⁾と述べている。この立場は、貸借対照表の慣行としての貸方を負債と資本へ分割することに対する挑戦となる。さらに、3つ目の立場として、“no-man’s land”を包摂すべく、負債概念を拡張しようとするものが挙げられる。例えば、FASB は Statement of Financial Accounting Concepts No. 3 (Elements of Financial Statements of Business Enterprises, 1981) の中で、先行して拡張されている資産概念に符合する負債概念を設定しようと試みている²⁹⁾。

〔注〕

1) AICPA, APB Opinion No. 11, par. 13.

2) *Ibid.*

3) AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 1970, p. 197, 1972, p. 227, 1977, p. 262.

4) *Ibid.*, 1972, p. 210, p. 215.

5) Leopold A. Bernstein, *Financial Statement Analysis*, revised ed. 1978, p. 187.

6) *Ibid.*

- 7) AICPA, *op. cit.*, par. 26.
- 8) AICPA, *op. cit.*, par. 14.
- 9) Eldon S. Hendriksen, *Accounting Theory*, 1965, p. 368, 水田金一監訳, 訳書, p. 518.
- 10) AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, 1957, Revision, p. 5.
- 11) Eldon S. Hendriksen, *op. cit.*, pp. 368~369, 訳書, p. 519.
- 12) AAA, *op. cit.*, pp. 6~7.
- 13) FASB Statement No. 5, *Accounting for Contingencies*, par. 77.
- 14) *Ibid.*
- 15) *Ibid.*
- 16) AICPA, *op. cit.*, par. 14.
- 17) *Ibid.*
- 18) David F. Hawkins, *Financial Reporting Practices of Corporations*, 1972, p. 196.
- 19) AICPA, *op. cit.*, par. 29.
- 20) *Ibid.* par. 28.
- 21) Eldon S. Hendriksen, *op. cit.*, p. 370, 訳書, p. 552.
- 22) Leopold A. Bernstein, *op. cit.*, p. 189.
- 23) Arnold W. Johnson, "The Interpretation of Financial Statements", Richard G. J. Vangermeersh, *Accounting. Socially Responsible & Socially Relevant*, 1972 p. 289.
- 24) Eldon S. Hendriksen, *op. cit.*, pp. 370~371, 訳書, p. 522.
- 25) *Ibid.* pp. 359~360, 訳書, p. 506.
- 26) Maurice Moonitz, "Changing Concept of Liabilities", *The Journal of Accountancy*, May 1960, p. 45.
- 27) Robert T. Sprouse, "Accounting for What—You—May—Call—Its", *The Journal of Accountancy*, October 1966, p. 51.
- 28) David F. Hawkins, *op. cit.*, p. 197.
- 29) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 3, *Elements of Financial Statement of Business Enterprises*, 1981.

4 章 リース負債の考察

リース使用企業の側の会計処理は、リース料の支出の認識から出発し、次に

発生主義による費用認識を経て、FASB Statement No. 13 (Accounting for Leases, 1976) の勧告する方法、すなわち、リース契約に基づく将来のリース料の現在価値割引額を負債計上し、償却していくものへ発展してきた²⁾。

以下、リース資産化によって生じるリース負債の考察を行なう。

1 節 リース負債の会計処理

リースを資産化する場合と資産化しない場合の、リース使用企業の会計処理の相違をみると以下のごとくなる³⁾。

前提として以下のことが設定されている。リース開始時点でのリース財産の公正価値は 10,000ドルである。リース財産の 経済的見積耐用年数は 8 年である。リースは解約不能で毎年 2,400ドルのリース料で 5 年契約である。リース期間終了時点での残存価値の保証額は 2,000ドルとする。従って、最低リース支払額は $(2,400 \times 5) + 2,000 = 14,000$ [ドル] となる。リース財産の減価償却は定額法で行ない、残存価値は 2,000ドルとする。したがって、毎期の減価償却費は 1,600ドル $[(10,000 - 2,000) \div 5 = 1,600]$ となる。リースにおける利子率は、リース開始時点のリース財産の公正価値 [10,000ドル] が最低リース支払額 [14,000ドル] と等しくなるように設定し、11.21%となる。

◎契約を行った時点〔複雑さを避けるため契約と同時にリース財産の占有があったと仮定する〕

- リースを資産化しない場合

記帳なし

- リースを資産化した場合

リース資産 10,000ドル / リース負債 10,000ドル

◎1年目

- リースを資産化しない場合

リース料 2,400ドル / 現金 2,400ドル

- リースを資産化した場合

リース負債 1,279ドル

利子費用 1,121ドル / 現金 2,400ドル

減価償却費 1,600ドル / 減価償却引当金 1,600ドル

◎2年目

- ・リースを資産化しない場合

リース料 2,400ドル / 現金 2,400ドル

- ・リースを資産化した場合

リース負債 1,423ドル

利子費用 977ドル / 現金 2,400ドル

減価償却費 1,600ドル / 減価償却引当金 1,600ドル

⋮

◎5年目

- ・リースを資産化しない場合

リース料 2,400ドル / 現金 2,400ドル

- ・リースを資産化した場合

リース負債 1,957ドル

利子費用 443ドル / 現金 2,400ドル

減価償却費 1,600ドル / 減価償却引当金 1,600ドル

◎リース契約終了時点

- ・リースを資産化しない場合

記帳なし

表(7)

	リース料
0	
1年目	2,400
2 "	2,400
3 "	2,400
4 "	2,400
5 "	2,400
合 計	12,000

表(8)

	利子費用	リース負債 の償却	リース負債 の償却残	減価償却費
0			10,000	
1年目	1,121	1,279	8,721	1,600
2 "	977	1,423	7,298	1,600
3 "	818	1,582	5,716	1,600
4 "	641	1,759	3,957	1,600
5 "	443	1,957	2,000	1,600
合計の残	12,000	8,000	2,000	8,000

- リースを資産化した場合

リース負債 2,000ドル

減価償却引当金 8,000ドル / リース資産 10,000ドル

以上から、リースを資産化しない場合は表(7)、リースを資産化した場合は表(8)が得られる。

2 節 リース負債をめぐる実務の論理

1 項 “Off-Blance-Sheet” 効果

周知のように、戦後のリース産業の発展、総資産に占めるリース資産の割合の上昇には著しいものがあった³⁾。これらのリースの発展の要因の1つとして挙げられるものに“Off-Blance-Sheet”効果がある。

“Off-Blance-Sheet”効果とは、リース財産が、貸借対照表の資産と負債として計上されないことから生ずる効果で、特に負債が計上されないことから、財務比率が良くなり、さらに、借入限度枠に抵触することなく資金調達が可能なることを言う⁴⁾。例えば、以下の例で考えてみよう⁵⁾。

A社が借入金によって、4万ドルの設備資産を購入した場合と同じ資産をリースによって獲得した場合〔資産化しない〕を比較してみよう。設備資産取得以前の貸借対照表の状態が表(9)の①のようであれば、借入金とリースの場合、

表(9)

	①取得前	②借入金	③リース
流動資産	140,000	140,000	140,000
固定資産	110,000	150,000	110,000
合 計	250,000	290,000	250,000
流動負債	60,000	60,000	60,000
固定負債	60,000	100,000	60,000
資 本	130,000	130,000	130,000
合 計	250,000	290,000	250,000
税引後利益	20,000	20,000	20,000

各々、表(9)の②③のようになる。

従って、長期負債対総資本は、借入金の場合43%で、リースの場合29%となり、税引後利益対総資産〔資産利益率〕は、借入金の場合6.9%だが、リースの場合8.0%となる⁹⁾。リースが資産化されれば以上のような“Off-Blance-Sheet”効果はなくなることになる。

リース資産化による財務比率、利益数値への悪影響を予測した論者も多い⁷⁾が、それらの分析に基づいて、リース資産化反対の主張がなされた。「リース資産化が強制されれば、借入金証書契約の下で債務不履行に陥る企業が出てくる。その企業の基本的財政状態が変わっていないという事実にもかかわらず、会計上の変化が、債権者や投資家の側における変動を突然起こさせることになる⁸⁾」という主張や、「……リース資産化の要求によって、アメリカの企業の財務費用〔利子費用〕は、最初の1年だけで、40億ドル増加するであろう⁹⁾」というものである。Discussion Memorandum の段階でも、表(10)に示すような多くの反対を受けている。

しかしながら、その後のいくつかの研究¹⁰⁾は、リース負債計上がそれまで考えられていたほど株価に影響を与えていないことを明らかにしている。又、Standard & Poor 社は、債権格付けに際して以下のように述べている。「レンタル料が微少の場合は、貸借対照表への計上の有無は問題としないが、レンタ

表(10)

	C P A	株式会社	投 資 企 業				
			信託銀行	商業銀行	保 險	ミューチュアル ファンド	総投資企業
調査企業数	1,193	860	18	221	88	10	337
立 場 保 留	232	190	2	27	24	1	54
%	19.5%	22.1%	11.1%	12.2%	27.3%	10.0%	16.0%
意志表示をした	961	670	16	194	64	9	283
%	80.5%	77.9%	88.9%	87.8%	72.7%	90.0%	84.0%
資産化賛成	108	24	2	9	5	3	19
%	11.2%	3.6%	12.5%	4.6%	7.8%	33.3%	6.7%
資産化反対	853	646	14	185	59	6	264
%	88.8%	96.4%	87.5%	95.4%	92.2%	66.7%	93.3%

出典；FASB, *Discussion Memorandum on Accounting for Leases*, 1974 p. 823.

ル料がかなりの額にのぼる企業の場合には、不動産については総レンタル料の10倍の額、動産については7倍の額を貸借対照表に〔負債として〕計上して検討する。したがって、ある意味では、格付けを求めている企業がリース債務を貸借対照表に計上しているかどうかは大した問題ではない¹¹⁾。」

以上から明らかなように、証券市場のリースに対する認識が深まってきたこと¹²⁾、SEC が ASR No. 147 [1973年] で APB を上回る脚注開示を指示したこと¹³⁾、から、リースの“Off-Balance-Sheet”効果は薄らいできていることが分かる。

2 項 リース資産化による自己金融効果

もう一度、表(7)(8)にもどって考察してみると、リースを資産化しない場合の費用額よりも資産化した場合の費用額の方が初期に大きいことが分かる。例えば、1年目についてみれば、リースを資産化しない場合はリース料 2,400ドルであり、リースを資産化した場合は利子費用+減価償却費〔1,121+1,600〕2,721ドルである。

リース資産の償却は、定額でなされているにもかかわらず、費用の認識は、利子費用を加味することによって、一種の加速償却法で行なわれたようになる。設備投資が安定又は上昇している企業にとっては、この償却によって創り出された秘密積立金は取崩されないことになる。

従って、リース資産化は、1940年代後半から1950年代にかけての U. S. Steel の減価償却実務に代表される¹⁴⁾、自己金融政策に類似した効果を得られると考えられる。

3 節 リース負債をめぐる会計論争

リース契約の締結自体は、近代会計理論の論理において会計取引と認識する根拠はない¹⁵⁾。なぜならば、このような近代会計理論の思考の基礎をなすものは法的所有権だからである⁶⁾。すなわち、法形式で判断する限り、リース契約に基づき使用する資産に法的所有権は存在しないのである¹⁷⁾。

経済的実質が割賦購入であるもの以外のリースの資産化は、法形式すなわち法的擬制の否定であり、連結会計において、法的には独立の企業が1つの企業

として連結されることに相通ずるものがある。

しかしながら、ここで論拠となる経済的実質の主張も、結局は会計的擬制に過ぎない。なぜならば、1節で示した例で分かるように、リースを資産化しない場合も、リースを資産化した場合も、企業から現金2,400ドルが支出されるという点は同じだからである。従って、法的形式から経済的実質への視点の転換を標榜し展開されてきたリース会計も、合併会計におけるプーリング法とパーチャス法の関係と同様に¹⁹⁾、企業の現実の取引を分類するものではなく、リース取引をいかに会計処理すべきかという性質を持っている。

リース負債が法的負債となるかどうかはリース契約の性質によって異なり、裁判所の判例においてもまったく相反するものがある¹⁹⁾。しかしながら、ARS No. 4 も FASB Statement No. 13 も、リース負債の法的負債性に論拠を置いているのではない。リース負債の借入金との類似性を論拠として負債の側から資産を説明しようとするものもある²⁰⁾ が、資産化主張の多くは、リース財産の資産性を論拠とし、その複記の相手としてリース負債の負債性を認めるものとなっている²¹⁾。そこで用いられる資産概念は、以下のようなものである。「財産の使用に対する支配がリース企業からリース使用企業へ移った結果、リース使用企業は財産の使用から得られるサービス・ポテンシャルを示す資源(resources)を獲得している……。財務諸表は企業内で使われている資源を資産として報告する……」²²⁾。ここではすでに、未償却原価としての資産概念は否定され、AAA, AICPA の公表物の中では、1957年の Statement [AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statement*, 1957 Revision] が採ったサービス・ポテンシャル説が前提となっているのである。

以上から、リース負債は、損益計算重点主義→未償却原価としての資産→負債概念、という近代会計理論における思考順序は残したまま、資産概念の拡大²³⁾を前提として、計上することを承認されたのである。

4 節 リース負債計上の意義

リース資産化論争と密接な関連をもって、1960年代以後展開されてきているのは、未履行契約における会計取引 [accounting transaction, recordable ac-

counting transaction) の認識に関わるものであった。

リース資産化の承認は、会計取引概念の拡張と共に、当然に負債概念の拡張〔新しい負債概念の生成〕をもたらし、ここに、近代会計理論において後回しとされてきた伝統的負債概念の否定という形で、現代会計理論生成の前提条件が準備されるのである。

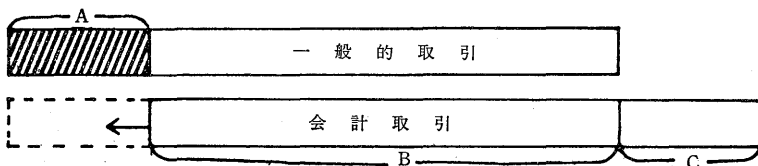
まず、伝統的会計取引概念について検討することにする。

周知のごとく、会計取引概念は会計的認識に関わる中心的概念であった²⁴⁾。

William A. Paton & Analias C. Littleton によれば以下のように述べている。「特定の営利企業の活動は、そしてそれらの活動に関して会計士は適切な情報を供給せねばならないのだが、主に、他の企業との交換取引で構成されている。会計はこれらの交換取引を量的に表わすことを意図している。それゆえに、会計の基礎的テーマは交換活動に関わる測定対価である。』²⁵⁾ ここでは、会計的認識が主に外部取引〔external transaction〕すなわち営業取引〔business transaction〕に焦点をあててきたことを示している²⁶⁾。

William A. Paton & Robert L. Dixon は会計取引を「企業の資産又は持分要素において直接的に変化をもたらす任意の出来事〔occurrence〕、過程〔process〕、状態〔condition〕又は決定〔decision〕」²⁷⁾、と定義する。この定義は、外部取引以外の「原価の費消から、あるいは利益又は費用の発生、振替、配分によって必要となる修正から生ずる取引」²⁸⁾である内部取引〔internal transaction〕も含むものとなっている。

ここで注意すべきことは、一般的取引概念〔法的取引概念〕と会計取引概念を明確に区別することである。すなわち、一般的取引ではあるが会計取引ではないものと会計取引ではあるが一般的取引ではないものの存在である。図示すれば、以下ようになる²⁹⁾。



前図において、一般的取引であるが、会計取引ではないものがAの部分であり、会計取引であるが、一般的取引ではないものがCの部分である。リース資産化において提唱されたのは、Aの部分〔契約取引、ただし、そのすべてではない〕の会計取引としての認識に関わるものである。

William A. Paton & Robert L. Dixon は「将来のある時点で資産を購入するという意思決定は〔会計〕取引ではない、注文することさえも〔会計〕取引ではない」³⁰⁾と述べている。George R. Husband & William J. Schlatter に依れば、「会計取引は、達成された事実を表わさねばならない。……例えば、契約のみならず、潜在的〔potencial〕利得又は損失状況も会計上の記帳の適切な材料とはならない。」³¹⁾と述べている。未履行契約に限定しても、John B. Canning は、両者が比例的に未履行の契約から生ずるサービスは資産の認識から除外されるべきことを主張している³²⁾。

伝統的会計取引概念がリース契約を包摂できないのは、上述した多くの定義において認識時点という共通の限定要因を持っているからである。

リース資産化に対して、一般に2つのアプローチがある。1つはリース契約が伝統的会計取引概念と合致するかどうかを考察する〔例えば割賦購入との類似性〕ものであり、もう1つは、伝統的会計取引概念から離れて、リース契約の経済的側面を検討し、会計上の認識に値するかどうかを考察するものである³³⁾。当然、第2のアプローチの場合、必要ならば、会計取引概念の拡張という結果になる。

Gerald Alvin は、リース契約を会計取引概念に照らして検討する際に、リースを以下の5つの時点〔stages〕に分けている。「1. リースの意思決定。2. リース契約の交渉。3. リース契約の証書作成（調印）。4. リース財産の最初の占有。5. リース財産から実際にサービスを受ける。」³⁴⁾

まず、上述の5は、伝統的会計取引概念で認識されうる。リース使用企業の側からみれば、リース料の費用認識であり、以前から実務で採られてきた認識方法である。

4の時点において、John H. Myers は、リース財産がリース使用企業に占有されることによって、リース企業は自らの義務を果しているので、この時点

で認識すれば、リースは未履行契約ではない³⁵⁾と主張する。したがって、未履行契約でないことが承認されるならば、リース契約は伝統的会計取引概念〔例えば、John B. Canning の定義³⁶⁾ に合致する〕の下で貸借対照表への計上を承認されるのである。

3の時点においては、伝統的会計取引概念の下で、リースは会計取引として承認されない。それは、William J. Vatter が「……契約は、将来の時点に関わっているという意味においてのみ、〔会計取引として〕不完全である」³⁷⁾と指摘しているように、契約に基づく義務も権利も将来のものだからである。

ところが ARS No. 1 [Maurice Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, 1961] は、「公準 B-2」で以下のように述べている。「……会計資料は、すでに行なわれた、あるいは行なわれるべく予測される過去、現在あるいは将来の交換によって生ずる価格に基礎を置く。」³⁸⁾「大抵の場合、会計資料は過去の取引及び過去の価格に基づくが、必ずしもすべてがそうではない。最近数年間〔1960年頃〕において、会計報告書を『一層有用』にするために、将来の事象及び価格、すなわち見積事象及び価格を利用すべきであるという声が高まってきた [Pressure have been building]。見積りがより広範に使用されれば、その結果は、過去の資料を基礎とする報告より不正確になることは当然である。しかし、それらの結果が『一層有用』になることは明白であろう。」³⁹⁾

Alfred Rappaport, Joseph F. Wojdak 等の会計取引概念拡張の提唱も上述の3の時点に関わるものであった。そして、会計取引概念の時点における拡張は、前節で指摘したように資産概念の拡張を梃子として承認され、結局は負債の概念規定に変化をもたらすのである。

さらに、リース契約が貸借対照表に計上されることが認められるならば、長期の購入及び販売契約、長期雇用契約、ストック・オプション等の未履行契約が貸借対照表に計上されることも認められるべきであるという主張⁴⁰⁾がなされている。ASOBAT (AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966) も、すべての未履行契約が貸借対照表に負債として計上されることを勧告している⁴¹⁾。

以上から分かるように、会計取引概念の拡張の論理は、法的擬制の否定・経

済的実質の把握に基づくものとして主張されているのである。そこでは、近代会計理論が放棄していた価値の認識⁴²⁾が求められており、取得原価主義からの乖離が示されている。そして、すでに、取得原価主義から離れた概念規定がなされていた資産概念に照応する形で、新しい負債概念が求められているのである。新しい会計取引概念は、新しい負債概念の成立によって、初めて論理整合性を持ち、それに基づいて、“no-man’s land”，リース負債等を包摂する会計理論の展開が可能になるのである⁴³⁾。

〔注〕

- 1) In detail, see, AIA, ARB No. 38, *Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statement of Lessees*, 1949, Jahn H. Myers, *Reporting of Leases in Financial Statements*, ARS No. 4, 1962. AICPA, APB Opinion No. 5, *Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*, 1964. FASB Statement No. 13, *Accounting for Leases*, 1976.
- 2) Leopold A. Bernstein, *Financial Statement Analysis*, revised ed. 1978, pp. 178~180.
- 3) e.g. see, Robert C. Higgins, *Financial Management; Theory and Application* 1977, p. 297. Abraham J. Briloff, *More Debits than Credits*, pp. 118~119. 庄政志著, 『リースの実務知識』, p. 18.
- 4) 田中建二, 「アメリカにおけるリース会計の展開」, 『経済集志』, 47巻2号, pp. 209~210.
- 5) Robert C. Higgins, *op. cit.*, pp. 298~299.
- 6) *Ibid.*
- 7) e.g. see, Tom A. Nelson, “Capitalizing Leases—The Effect on Financial Ratios”, *The Journal of Accountancy*, July 1963, pp. 49~58. Abraham J. Briloff, *op. cit.*, pp. 194~196, Rick Elam, “The Effect of Lease Data on the Predictive Ability of Financial Ratios”, *The Accounting Review*, January 1975, pp. 25~43.
- 8) David F. Hawkins, *Corporate Financial Reporting*, revised ed. 1977, p. 598.
- 9) Abraham J. Briloff, *op. cit.*, p. 196.
- 10) e.g. see, Byung T. Ro, “The Disclosure of Capitalized Lease Information and Stock Prices”, *Journal of Accounting Research*, Autumn 1978, pp. 315~340.
- 11) Hugh C. Sherwood, *How Corporate and Municipal Debt Is Rated—An*

- Inside Look At Standard & Poor's Rating System*, 三井信託銀行証券部訳, 『アメリカの債権格付け法』, p. 67.
- 12) Richard F. Vancil and Robert N. Anthony, "The Financial Community Looks at Leasing", *Harvard Business Review*, November/December 1959, pp. 113~130.
- 13) Leopold A. Bernstein, *op. cit.*, p. 173. David F. Hawkins, *op. cit.*, p. 583.
- 14) Abraham J. Briloff, *op. cit.* pp. 166~168.
- 15) 古藤三郎, 「リース会計の焦点」, 『産業経理』, 1970年6月号, p. 31.
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) Arther R. Wyatt, *A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, ARS No. 5, p. 24.
- 19) e. g. see, Maurice Moonitz, "The Changing Concept of Liabilities", *The Journal of Accountancy*, May 1960, p. 45. Alvin Zises, "Disclosure of Long-Term Leases", *The Journal of Accountancy*, February 1961, p. 39. Alvin Zises, "The Pseudo—Lease—Trap and Time Bomb", *Financial Executive*, August 1973, pp. 22~23, FASB Statement No. 13, par. 71.
- 20) Ronald J. Huefner, "A Debt Approach to Lease Accounting", *Financial Executive*, March 1970, pp. 30~36.
- 21) e. g. APB Opinion No. 5., ARS No. 4., Arther R. Wyatt, "Leases Should be Capitalized", *CPA Journal*, September 1974, pp. 35~38, FASB Statement No. 13, pars. 60, 61, 70, 71.
- 22) David F. Hawkins, *op. cit.*, p. 599.
- 23) 拡大という言葉は正確ではないが, 新しい概念によって, より多くの資産項目を包括しうる概念となった, という意味で用いている。
- 24) Joseph F. Wojdak, "A Theoretical Foundation for Leases and Other Executory Contracts", *The Accounting Review*, July 1969, pp. 563~564.
- 25) William A. Paton & Analias C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940, pp. 11~12.
- 26) 交換取引概念と外部取引概念を同義に用いているわけではない。ここで, 外部取引概念と内部取引概念との分類は, 泉谷勝美著, 『簿記論』改訂版, p. 26, に依っている。
- 27) William A. Paton & Robert L. Dixon, *Essentials of Accounting*, 1958, pp. 61~62.
- 28) Eric L. Kohler, *A Dictionary for Accountants*, Fifth Ed. 1975, p. 471. ただし, Eric L. Kohler は, 拙稿でいう内部取引を, 会計取引 (accounting transaction) と呼んでいるが, 拙稿では, 会計取引概念を外部取引と内部取

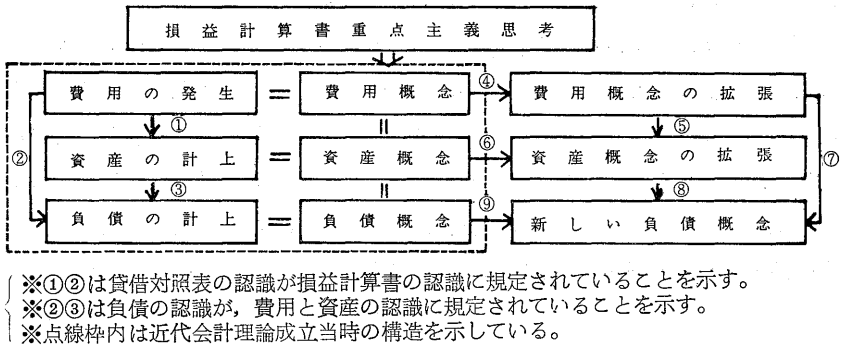
引を包括するものと考えている。

- 29) 山本繁著、『現代簿記』, p. 21, の図を使わせていただいた。
- 30) William A. Paton & Robert L. Dixon, *op. cit.*, p. 62.
- 31) George R. Husband & William J. Schlatter, *Introductory Accounting*, 1949, p. 25.
- 32) John B. Canning, *The Economics of Accountancy*, 1929, p. 22.
- 33) Alfred Rappaport, "Lease Capitalization and the Transaction Concept", *The Accounting Review*, April 1965. p. 373.
- 34) Gerald Alvin, "The Execution of the Nonfinancial Leases: An Accounting Transaction?", *NAA Bulletin*, November 1963, p. 41.
- 35) John H. Myers, *op. cit.*, p. 40.
- 36) John B. Canning, *op. cit.*, p. 22.
- 37) William J. Vatter, "Accounting for Leases", *Journal of Accounting Research*, Autumn 1966, p. 135.
- 38) Maurice Moonitz, *The Basic Postulates of Accounting*, ARS No. 1, AICPA, p. 37.
- 39) *Ibid.* p. 29.
- 40) リース資産化賛成論者では, Alfred Rappaport, *op. cit.*, Joseph F. Wojdak, *op. cit.*, リース資産化反対論者では, Alvin Zises, *op. cit.*
- 41) AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966, pp. 32~33.
- 42) 松尾憲橘, 「現代会計学の一考察」, 『商学論叢』, 第53巻第3, 4, 5, 6号, pp. 233~246. 浅羽二郎著, 『現代会計学の展開』, pp. 3~16.
- 43) Norton M. Bedford, *Extensions in Accounting Disclosure*, p. 50, p. 67.

結 章

現代アメリカにおける負債会計の考察から知り得ることは、まず第1に、近代会計理論成立以前には、実務上の負債＝会計理論上の負債＝法的債務であったものが、最近の実務においては法的債務以外の多様な負債項目が出現しており、それにもかかわらず、近代会計理論における負債概念の多くは、やはり法的債権・債務関係に強く依存していた¹⁾ことである。そこには、近代会計理論が成立当時から潜在的に持っていた損益計算書と貸借対照表との調整問題の展開を見ることができる。

右上図の点線の枠で示したように、近代会計理論成立当時は符合していた3



つの概念が、費用と資産に重点が置かれた結果、上図④⑤⑥の過程に依って、費用、資産概念が変化し、負債概念と符合しなくなったのである。近代会計理論を構成する基礎的概念の否定が進む中で、負債概念の考察が最後に残されていたのであり、“no-man’s land” 項目の発生・拡大によって、あるいは、リース負債の計上によって、これまで不明瞭なまま残されてきた負債概念が問題となってきたのである。

“no-man’s land” の問題は、貸借対照表の貸方を負債と資本に区分するということに対して重要な問題を提起したが、一応これまでのところ、負債概念の拡張によって解決がなされようとしている²⁾。

リース負債の問題は、未履行契約の義務を負債として計上するということにおいて、負債概念の拡張を求めるものであった。しかしながら、リース負債計上の意義は、負債概念に止まるものではなく、会計的認識の出発点であった会計取引概念に関する論争を呼んだのである。実質的には、取得原価主義と密接な関連を持つ伝統的会計取引概念の否定が行なわれ、将来の事象に関わる見積りを含む新たな会計取引概念が提案された。そして、将来に対する見積りという点において“no-man’s land” の論拠と合致しているばかりでなく、近代会計理論→現代会計理論という形で今日指摘されているものの特徴を典型的に示しているのである。

現代アメリカにおける負債会計の考察から指摘できる第2の点は、次稿において詳述することになるが、結論的に述べればこれらの負債会計に関わる現象

が、会計原則の展開と密接に関係している点である。

APB, FASB の会計原則の多くが負債会計に関わっていることから分かるように、負債会計においては多くの alternatives を持っているか、あるいは会計的弊害となる領域が多かった。そこで、会計原則は統一性を標榜し、会計的弊害の除去を任務として展開されたのである。会計原則が社会的統制の手段として説得力を持つためには、論理整合性を持った理論的背景を必要とされ、制度の論理に合った理論が中心的に取り上げられる。そして、CAP→APB [1959年], APB →FASB [1973年], という会計原則設定主体の転換という私的統制の危機³⁾において、APB の初期及び FASB が行なったような、conceptual な接近法⁴⁾が採られ、また他方で、それと密接な関連をもって新しい論理をもった理論の展開がなされる。しかしながら、実務の論理と相容れない会計原則が制度として長く存続し得ないことは、投資税額控除⁵⁾、為替換算等に関わる原則で明らかである。したがって、会計原則の展開において、実務の論理は重要な要素となり、以上述べてきた負債会計に関わる実務の現象も、また、会計理論上の展開も、実務の論理と制度の論理の一致したところにその起源が求められるのである。

〔注〕

- 1) この点について、別稿で詳述したいと考えているが、以下のものを参照。
AIA, Accounting Terminology Bulletins, Review and Resume, 1953, pp. 13~14. AICPA, APB Statement No. 4, 1970. par. 132. AAA, *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*, 1957 Revision, sec. 5. Maurice Moonitz, "The Changing Concept of Liabilities", *The Journal of Accountancy*, May 1960, pp. 41~46.
- 2) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No. 3 *Elements of Financial Statement of Business Enterprises*, 1981.
- 3) 津守常弘稿, 「企業会計の私的統制」, 『産業経理』, 第39巻5号, p. 78. 津守常弘稿, 「会計原則論」, 『体系近代会计学 XIV』, pp. 65~75.
- 4) 津守常弘稿, 「アメリカにおける『会計的支配機構』批判の展開とその意義」, 『会計』, 第115巻1号, pp. 88~89.
- 5) e. g. see, David F. Hawkins, *Corporate Financial Reporting*, revised ed. 1977, pp. 363~364. Michael Chatfield, *A History of Accounting Thought*, revised ed. 1977, p. 211.